

【 手術 】

283 乳腺悪性腫瘍手術時の吸引留置カテーテル2本の算定について

《令和6年8月30日》

○ 取扱い

次のK476 乳腺悪性腫瘍手術時の029 吸引留置カテーテル2本の算定は、原則として認められる。

- (1) 「4」乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））
- (2) 「5」乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの
- (3) 「6」乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの
- (4) 「7」拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）
- (5) 「9」乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）

○ 取扱いを作成した根拠等

乳腺悪性腫瘍手術後においては、術後貯留するリンパ液や滲出液、血液等の排出、出血・感染の観察等を目的に吸引留置カテーテルを留置し排液する（術後ドレナージ）。その際、上記手術においては、腋窩や胸壁等への留置により2本は必要なことが多い。

以上のことから、上記(1)～(5)の手術に対する吸引留置カテーテル2本の算定は、原則として認められると判断した。